

精華町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

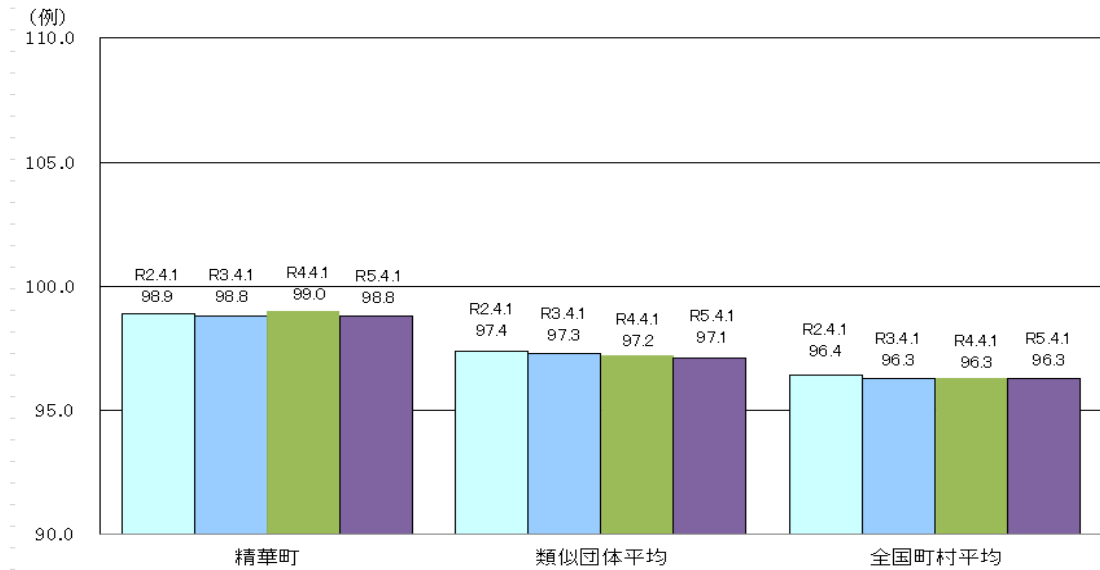
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和4年度	人 36,790	千円 14,646,375	千円 17,239	千円 3,326,629	% 22.7	% 21.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 299	千円 1,092,361	千円 321,888	千円 454,702	千円 1,868,951	千円 6,251	千円 5,685

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ R5年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸級表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] ~~未実施~~

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容に準拠し、平均2%引き下げ。また激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、精華町においても6%支給。  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は5%、平成28年度からは6%。

(参考)

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
精華町の支給割合	3%	5%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
精華町	41.3 歳	319,282 円	422,868 円	363,572 円
京都府	41.3 歳	306,204 円	395,327 円	356,207 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	- 円
類似団体	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
精華町	49.4 歳	7 人	281,471 円	325,285 円	306,204 円	—	—	—	—
うち給食調理員	49.4 歳	7 人	288,872 円	325,285 円	306,204 円	飲食物調理従事者	43.9 歳	274,700 円	1.18
うち清掃職員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
京都府	57.7 歳	113 人	354,690 円	401,080 円	385,230 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	329,178 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	6 人	295,730 円	325,909 円	314,418 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
精華町	—	—	—
うち給食調理員	5,159,926 円	3,586,000 円	1.44
うち清掃職員	— 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		精 華 町	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	194,700 円	204,900 円	185,200 円
	高 校 卒	175,300 円	173,000 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,100 円	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

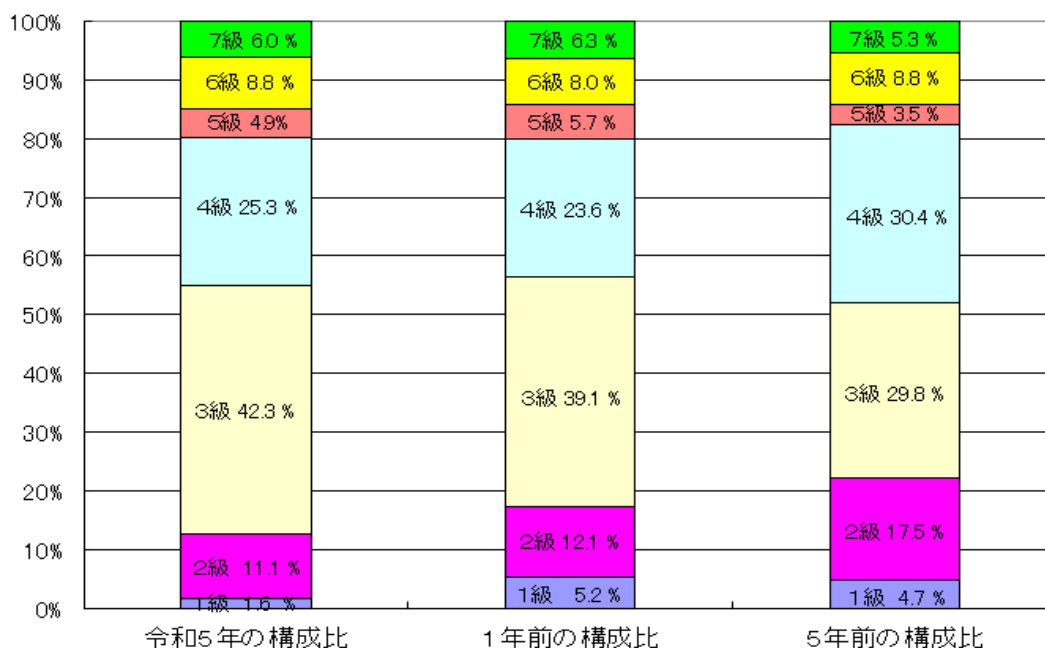
区 分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年	経験年数25～29年
一般行政職	大 学 卒	286,400 円	324,900 円	363,700 円	382,500 円
	高 校 卒	— 円	277,900 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	331,800 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

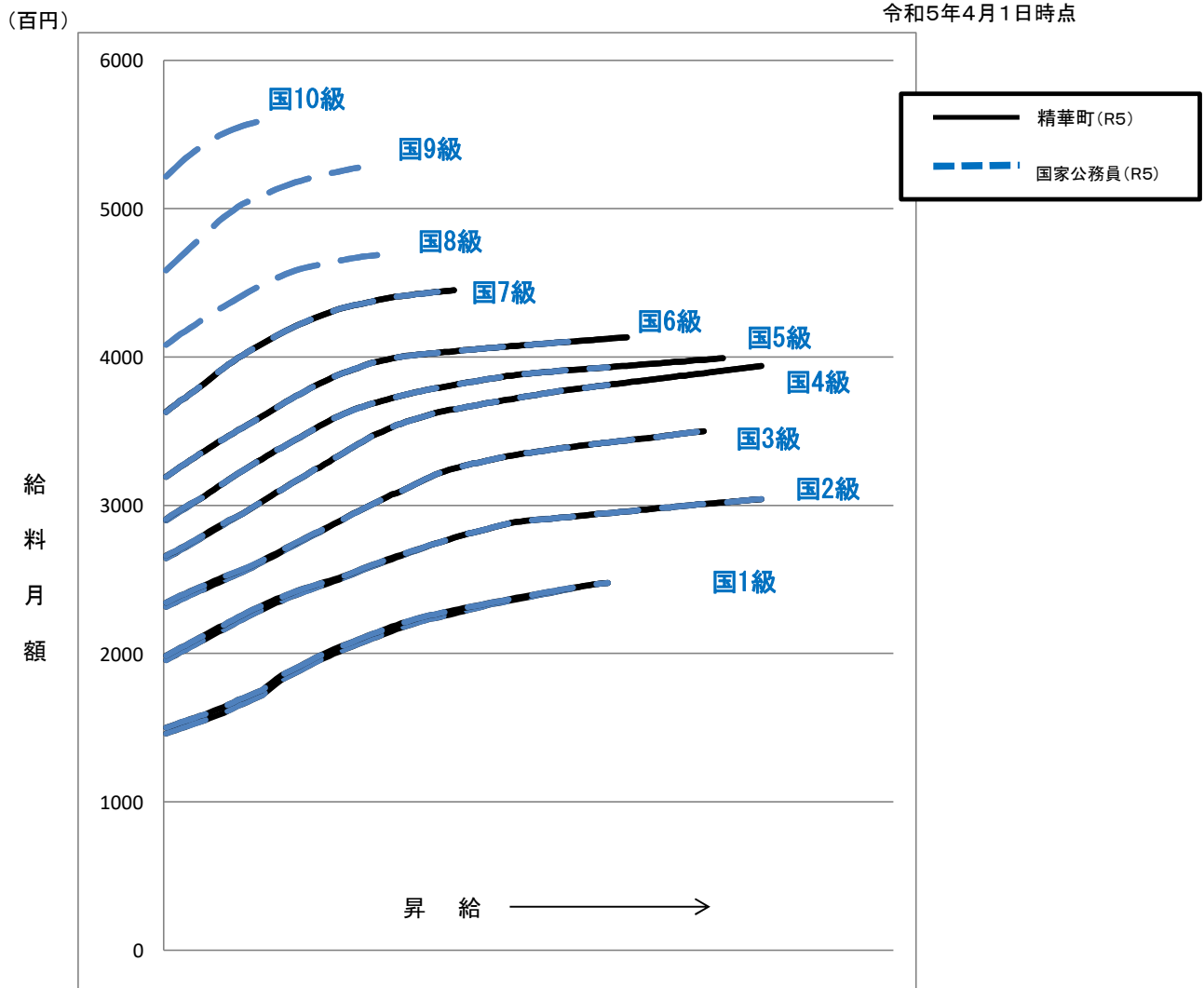
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定期的な業務を行う主事(技師)の職務	3 人	1.6 %	150,100 円	247,600 円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事(技師)の職務	20 人	11.1 %	198,500 円	304,200 円
3 級	係長、主査の職務	77 人	42.3 %	234,400 円	350,000 円
4 級	課等の長の補佐、主幹、主任主査の職務	46 人	25.3 %	266,000 円	393,800 円
5 級	課等の長の職務	9 人	4.9 %	290,700 円	399,000 円
6 級	困難な業務を行う課等の長の職務	16 人	8.8 %	319,200 円	413,200 円
7 級	部等の長、部等の次長、部等の参事の職務	11 人	6.0 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 精華町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）また、平成21年度に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		令和7年4月		令和7年4月	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

精 華 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,549 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,572 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.98 )月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

##### (2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

精 華 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,006 千円	19,863 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			67,631 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			226,190 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
精華町全域	6 %	299 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	16,615 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	19,319 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	28.8 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	環境衛生担当職員	消毒処理等作業	日額230円以内
行旅死亡人取扱作業手当	福祉担当職員	行路死亡人収容埋葬等	1回あたり5,000円
休憩時間拘束手当	消防職員	休憩時間拘束勤務	隔勤:2,600円、日勤:500円
救急救命士業務手当	消防職員(免許保有者)	免許保有者の救急作業	1回あたり510円以内
災害及び緊急等出動手当	消防職員、水道企業職員等	災害現場等の緊急出動	1回あたり300円以内
死亡動物取扱作業手当	環境衛生・ごみ収集担当職員	動物の死体処理	1件あたり2,500円(/従事者数)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	118,436 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	477,564 円
支給実績(令和3年度決算)	129,470 千円
職員1人当たり平均支給年額令和3年度決算)	517,880 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	1.配偶者 6,500円 2.子 1人 10,000円 3. 配偶者、子以外 1人 6,500円 ※16歳～22歳までの子 1人につき加算額 5,000円	同じ		32,247 千円	249,977 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃支払者 家賃額に応じて最大28,000円	同じ		15,257 千円	282,537 円
通勤手当	1.交通機関等利用者 6ヶ月までの最長となる定期券価額 (※1ヶ月あたり限度額:55,000円) 2.自動車利用者 往復通勤距離×23日×ガソリン単価 /10リットル(※限度額:55,000円) 3.自転車等利用者 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円	異なる	2.自動車利用者 自転車等利用者と 異なり、町内平均 ガソリン価額を用い て算定	21,010 千円	88,650 円
管理職手当	・部長級:給料月額×12/100+8,000円 ・参事級:給料月額×12/100+7,000円 ・課長級:給料月額×12/100+6,000円	異なる	支給単価	30,891 千円	657,255 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により ・休日等に勤務した場合に支給 (2時間未満は支給なし) 部長級:8,000円 参事級:7,000円 課長級:6,000円 ※6時間を超える場合は100/150を 乗じて得た額を支給 ・平日深夜に勤務した場合に支給 部長級:4,000円 参事級:3,500円 課長級:3,000円	同じ		1,333 千円	36,027 円
休日勤務手当	1時間につき 時間単価×135/100	同じ		14,892 千円	354,571 円
夜間勤務手当	1時間につき 時間単価×25/100	同じ		3,039 千円	74,122 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円 ※5時間未満の勤務の場合 2,200円	同じ		537 千円	4,400 円



## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	825,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 580,800 円
	副 町 長	705,000 円	760,000 円 / 522,000 円
報 酬	議 長	373,000 円	499,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	310,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	議 員	287,000 円	400,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合)	
	副 町 長	3.30	月分
退 職 手 当	議 長	(令和4年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.30	月分
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×530/100×在職年数	17,490,000 任期满了時
		給料月額×315/100×在職年数	8,883,000 任期满了時

(注) 1 給料月額の金額については、条例に基づいた金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

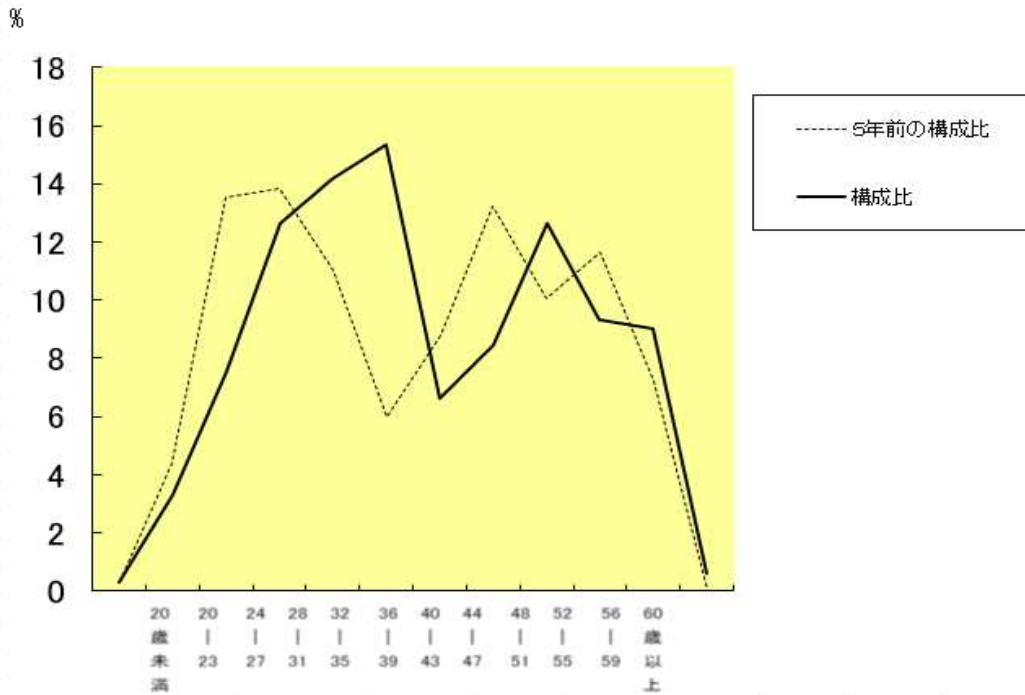
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	-	業務体制見直しによる増 業務体制見直しによる増 業務体制見直しによる減 業務体制見直しによる減 退職補充による職員増 <参考> 人口1万人当たり職員数 60.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.99 人)
		総務	66	69	3	
		税務	18	18	-	
		民生	71	72	1	
		衛生	22	19	△3	
		労働	—	—	-	
		農林水産	8	7	△1	
		商工土木	3	4	1	
	計	221	224	3		
	教育部門	25	26	2		
消防部門	53	53	-			
小 計	299	303	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.18 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.46 人)		
公 営 会 社 業 計 等 部 門	病 院	1	1	0	退職不補充による職員減	
	水 道	13	13	0		
	下 水 道	7	6	△1		
	其 他	9	9	0		
小 計	30	29	△1			
合 計	329	332	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.24 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	25人	42人	47人	51人	22人	28人	42人	31人	30人	2人	332人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	212	220	226	223	221	224	12 (107%)
教育	22	22	23	23	25	26	4 (96%)
消防	52	52	53	53	53	53	1 (100%)
公営企業	32	32	32	32	30	29	△3 (97%)
計	319	318	326	334	329	332	13 (104%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4 年度	991,977	△61,908	92,083	9.0	10.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4 年度	13	51,071	16,737	22,275	90,083	6,929

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
6,018 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

※政令指定都市を除く

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
精 華 町	40.2 歳	382,489 円	517,658 円
団 体 平 均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

精 華 町	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,757 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,549 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.95 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

精 華 町	一 般 行 政 職
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	1人当たり平均支給額 3,006 千円 19,863 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		3,600 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		257,156 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	6 %	13 人	6 %

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	10 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	769 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	23.0 %
手当の種類(手当数)	4(6)を参照

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	8,699 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	669,153 円
支給実績(令和3年度決算)	9,015 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	819,545 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	4(6)を参照	同じ		2,427 千円	242,700 円
住居手当	〃	同じ		270 千円	270,000 円
通勤手当	〃	同じ		871 千円	62,214 円
管理職手当	〃	同じ		1,390 千円	694,992 円
管理職員特別勤務手当	〃	同じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4 年度	千円 1,635,574	千円 11,787	千円 42,026	% 3.0	% 2.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4 年度	人 7	千円 24,500	千円 7,655	千円 9,871	千円 42,026	千円 6,004

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,936

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

※政令指定都市を除く

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
精 華 町	39.8 歳	353,528 円	469,763 円
団 体 平 均	43.8 歳	360,719 円	542,953 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

精 華 町	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,395 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,549 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 ( 1.35 ) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 ( 1.35 ) 月分
勤勉手当 2.00 月分 ( 0.95 ) 月分	勤勉手当 2.00 月分 ( 0.95 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

精 華 町	一 般 行 政 職
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
(退職時特別昇給 ) 1人当たり平均支給額 千円 千円	(退職時特別昇給 ) 1人当たり平均支給額 3,006 千円 19,863 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	1,528 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	218,294 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	6 %	7 人	6 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	2 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	28.6 %
手当の種類(手当数)	4(6)を参照

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	4,025 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	670,869 円
支給実績(令和3年度決算)	2,684 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	447,333 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	4(6)を参照	同じ		968 千円	161,250 円
住居手当	〃	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	〃	同じ		543 千円	90,459 円
管理職手当	〃	同じ		629 千円	629,424 円
管理職員特別勤務手当	〃	同じ		0 千円	0 円